

学校教育法等の一部を改正する法律案要綱

第一 学校教育法の一部改正

一 第三十四条第一項に規定する教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材がある場合には、当該規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができるとすること。
(第三十四条第二項関係)

二 一の場合において、障害のある児童等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて一の教材を使用することができるとすること。
(第三十四条第三項関係)

三 一及び二を附則第九条第一項の規定により使用する教科用図書について準用することとする。
(附則第九条第二項関係)

第二 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の規定は、文部科学省が著作の名義を有する第一の一の

教材にも準用することとする。

(第十七条関係)

第三 著作権法の一部改正

一 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、第一の一の教材に掲載し、及びその使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができることとする。

(第三十三条の二第一項関係)

二 一により教科用図書に掲載された著作物を第一の一の教材に掲載しようとする者は、あらかじめ該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、一の趣旨等を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととする。

(第三十三条の二第二項関係)

三 文化庁長官は、二の算出方法を定めたときは、これを官報で告示するものとする。

(第三十三条の二第三項関係)

四 その他関係規定の整備を行うこと。

第四 附則

一 この法律は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 所要の経過措置について規定すること。

(附則第二条及び第三条関係)

三 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第四条から第六条まで関係)